

平成30年広川町議会第4回定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年12月6日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 平成30年12月12日（9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	梅本哲
1番	中尾千枝	8番	神山章憲
2番	丸山修二	9番	稲員信幸
3番	川島忠孝	10番	野田成幸
4番	光益良洋	11番	佐々木四十臣
5番	池尻浩一	12番	江藤龍彦
6番	原野利男		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	藤島達也
副町長	飯田潤一郎	税務課長	野中洋太
教育長	吉住政子	福祉課長	郷田貴啓
会計管理者兼 総務課長兼会計室長	丸山英明	建設課長	樋口信吾
総務課参事	鹿田健	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	熊添博
政策調整課長	丸山信夫	協働推進課長	井上新五
環境衛生課長	酒井和哉	教育委員会事務局教育次長	坂本幸枝

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	藤島弘義	書記	原野昌文
書記	氷室健太郎		

10. 議事日程

- 日程第1 議案第48号 広川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第49号 広川町水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第50号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第51号 広川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第52号 広川町学童保育所の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第53号 広川町都市公園等の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第54号 逆瀬ゴットン館の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第55号 平成30年度広川町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第56号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第57号 平成30年度広川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第58号 平成30年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 発議第1号 妊婦加算の国庫負担を求める意見書の提出について
- 日程第13 決定第3号 議員派遣の件について
- 日程第14 諸般の報告について
- ①総務産業常任委員会研修報告
 - ②議会運営委員会研修報告

日程第15 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

御起立願います。おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第2号のとおりであります。

日程第1 議案第48号

○議長（野村泰也）

日程第1. 議案第48号 広川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。議案第48号 広川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての提案でございますが、提案理由です。

地方公営企業法を適用するに当たり、公共下水道の設置及びその経営の基本等に関し、本条例を一部改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、環境衛生課長をして説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

おはようございます。議案第48号 広川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例につきましては、平成31年4月1日より、下水道事業について地方公営企業法を適用するに当たり、上下水道事業に変更するため、改正を行うものでございます。

7ページ、新旧対照表にて御説明いたします。

まず、題名を「広川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改めます。

次に、第1条の「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を追加いたします。

第2条の見出しの「水道事業の」を削除し、第2項に下水道事業の設置、第2条の2に法の全部適用を追加いたします。

次に、第3条の見出しの「水道事業の」を削除し、第3条中、「水道事業」を「上下水道事業」に変更し、2条を水道事業経営規模、3項を下水道事業の経営規模に変更いたします。

第4条第1項中、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に、第2項中、「水道事業の」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）の権限に属する」に変更します。

第5条以降、条文中の「水道事業」を「上下水道事業」に変更いたします。

3ページに戻っていただき、附則でございます。

1項に、この条例は、平成31年4月1日から施行する。2項に、下水道特別会計の廃止、3項以降に、本条例の改正に伴う関係条文の文言の変更等を行っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

下水道会計が企業会計のほうに移るということですが、そのための準備が完璧にできているのかどうか、伺いたと思います。

それから、職員定数条例が兼務するところがあるので、物すごく複雑なところがあるんですが、定数条例の部分の改正としてはどういう内容が出されているのか、質問いたします。

それからもう一点は、必要な事項は規則で定めるというのがいろいろな条例にも出てまいりますけど、ここでは町長が定めるというふうな表現に変わるようですが、その理由と、規則というのも具体的にはつくられるのかどうか、以上3点伺います。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

準備につきましては、電算の関係、それから、いろんな事務的なことについては27年度から始めておりますので、4月1日に向けた準備については着々と進めているところでございます。

定数につきましては、企業会計に移るということで、定数を105人から98人、これは上下水道事業の担当者の分を移行させているということで、人事のほうと打ち合わせしながら決定しております。

最後に、町長が決めることにつきましては、詳細について、これについては規則とかについても整備を行うように準備を進めております。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

求めている説明は、規則で定めるというのがほかの条例にもいろいろ出てくるですね。ここで町長がというふうにしなければならないのは、法律の定めか何かがあって特別にこうなのか、その理由を伺っております。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

公営企業法で、先ほど言いましたとおり、この企業長というのがありませんで、町長ということになります。そういうことを含めまして町長が定めるという形になっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第48号 広川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第49号

○議長（野村泰也）

日程第2. 議案第49号 広川町水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第49号 広川町水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正についての提案でございます。

提案理由でございますけれども、学校教育法の一部改正に基づき、資格要件を追加するために本条例を一部改正しようとするものでございます。

内容につきましては、環境衛生課長をして説明いたしますので、どうぞよろしく願います。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

議案第49号 広川町水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例につきましては、学校教育の一部を改正する法律が平成31年4月1日より施行されることに伴い、水道法施行令の一部改正が平成30年6月1日に行われておりますので、資格要件を追加するため、改正を行うものでございます。

16ページ、新旧対照表にて御説明いたします。

第3条第1項第1号中、「による」を「に基づく」、これは文言の訂正でございまして、以下の条文についても同様に改めるようにいたしております。

第3号、第4条第1項第2号及び第4号に、同法に基づく専門職大学の前期課程に関する条文について、それぞれ追加をしておるところでございます。

15ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は、平成31年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第49号 広川町水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第50号

○議長（野村泰也）

日程第3. 議案第50号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第50号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正についての提案でございます。

提案理由でございますけれども、平成30年人事院勧告により、本条例を一部改正しようとするものでございます。

内容につきましては、政策調整課長をして説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

議案第50号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正について説明いたします。

ただいま町長より提案理由の説明がありましたように、人事院勧告に基づくもので、改正の内容は民間の賞与等の支給状況を踏まえた勤勉手当の0.05月分を引き上げと、期末手当の支給割合の変更及び民間給料との較差を埋めるための平均0.2%を引き上げた給料表の改正でございます。

条例改正の内容は20ページから21ページのとおりでございますが、22ページからの新旧対照表にて説明いたします。

まず、第1条関係です。

第22条は勤勉手当を定めたもので、第2項第1号は12月に支給する勤勉手当の支給割合を、「100分の90」を「100分の95」に改めるもので、0.05月分を引き上げるものでございます。

第2号は再任用職員に12月に支給する勤勉手当の支給割合を、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改めるもので、0.05月分を引き上げるものでございます。

また、給料表の改正として、25ページ以降の改正後の別表第1、行政職給料表に改めるものでございます。

23ページから24ページをごらんください。

第2条関係です。第21条は期末手当を定めたもので、第2項は現行6月支給「100分の122.5」、12月支給「100分の137.5」を6月、12月ともに「100分の130」に改め、第3項は再任用職員に支給する6月支給「100分の65」、12月支給「100分の80」を6月、12月とも「100分の72.5」に改めるものでございます。

第22条第2項第1号は第1条関係で改正した勤勉手当支給割合、6月支給「100分の90」、12月支給「100分の95」を6月、12月ともに「100分の92.5」に改正するもので、第2号は6月支給「100分の42.5」、12月支給「100分の47.5」を6月、12月ともに「100分の45」に改めるものでございます。

20ページに戻っていただきまして、附則です。

第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成30年4月1日からさかのぼり適用するものでございます。

第2条は給与の内払いの規定、第3条は規則の委任でございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第50号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第51号

○議長（野村泰也）

日程第4. 議案第51号 広川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第51号 広川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての提案でございます。

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第65号）により、本条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、福祉課長をして説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

おはようございます。それでは、議案第51号 広川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国が定める基準の一部改正がありまして、それに基づき本条例を改正するものです。

保育所や認定こども園等の施設型給付に対しまして、家庭的保育事業等を地域型保育給付といいまして、地域型保育事業の認可施設としては小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所等がありますが、いずれも対象児童がゼロ歳から2歳児を保育する認可施設でございまして、原則3歳児以降は連携施設への転園が必要となるわけです。

なお、現在、町内には家庭的保育事業所等の対象となる施設はございません。

今回の改正につきましては、次の2点の改正となります。

1つは、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和、もう一点は、家庭的保育者の居宅で保育が行われている事業に対する食事の提供に係る外部搬入の対象となる施設の拡大となります。これによりまして、家庭的保育事業者等は3歳児から受け入れる連携施設を、これまでの保育所または幼稚園、認定こども園のいずれかを確保しなければならなかったものを、それ以外の施設を連携施設としてできることとなること、また、食事の提供及び外部搬入につきましては、家庭的保育事業者等は調理設備の確保が困難等の理由で自園調理ができず、また、家庭的保育事業では個人事業主が約8割を占めて、同一法人または関連法人がないため、外部搬入が難しい状況にあったことを、一定の条件を満たす事業者からの外部搬入を新たに可能とするものです。

それでは、議案書の35ページの新旧対照表をごらんください。

改正内容につきましては、条例第5条第5項中、「次条第2号」を「次条第1項第2号」に字句の追加をするものです。これは次の第6条に新たに2項目、第2項、第3項を追加することによるものとなります。

次に、第6条第1項中に、連携協力を行う保育所、幼稚園、認定こども園の定義の次に、それぞれ「以下同じ。」を追加するもので、これは後に出てきます第16条第2項第3号にあります保育所、幼稚園、認定こども園にも定義が及ぶように「以下同じ。」を追加するものです。

議案書36ページ、第6条第1項第2号中、「提供する保育をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加えるもので、これは次の第2項、第3項を加える中で、代替保育の定義が及ぶための字句の追加となります。

次に、第6条に新たに第2項、第3項を加えることで、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難な場合でも、一定の要件を満たした家庭的保育事業者等を連携協力者として確保することで、連携施設を確保したことにかえることができるものとなります。

この一定の条件につきましては、第2項では家庭的保育事業者等と代替保育を提供する者との間で、それぞれの役割分担及び責任の所在が明確化されていること及び代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることとなります。

次に、第3項では代替保育を提供する場合、場所によって連携協力ができる事業者を定めているところです。

次に、議案書37ページ、条例第16条第2項に新たに第3号を新設するもので、これは家庭的保育者の居宅で行われている事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入対象施設の拡大です。これまで調理施設の確保が困難等の理由で自園調理ができず、特例として連携施設や同一または関連法人が運営する事業者等からの搬入を認めていたものを、新たに外部搬入事業者として、保育所等が調理業務を受託しており、当該家庭的保育事業者等の給食の趣旨を認識し、調理業務を適切に対応できると市町村が認める事業者を追加するものです。

次に、条例第46条中、「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改めるもので、また、次の附則第3条中の「第6条」の次の「本文」を「第1項」に修正するもので、いずれも先ほどの第6条に第2項、第3項を加えたことによる字句の修正となります。

なお、議案書34ページのとおり、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

この趣旨としては、待機児童対策といいますか、規制緩和というふうには受け取っていいでしょうか。

それから、今現在、広川町内には対象はないという話ですけれども、町内の保育園でも年度途中で待機児童が出てくることがあるというのは聞いておりますが、このような家庭的保育事業の需要ですね、町内にそういう需要があるかどうか、伺います。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

現在、こういう小規模の家庭的保育事業者が、特に大都市圏ではかなりふえている状況にあると思います。先ほど説明しましたように、いずれも連携施設を確保することがなかなかできなくて、事業運営に支障を来しているということがございまして、目的としては、今、議員がおっしゃったように、待機児童の解消と、そういうのが大きな目的であると思います。

また、これについては地方からのそういう要望がございまして、今回、緩和という形で条例改正を行うものです。

また、町内につきましては、現在、対象となる小規模等の保育施設はございませんが、1件だけそういう要望が出ているところもありますので、現在、先ほど言った10月時点で今年

度、待機児童が1人出ております。そういう解消も含めて、今後、町としては検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第51号 広川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第52号

○議長（野村泰也）

日程第5 議案第52号 広川町学童保育所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第52号 広川町学童保育所の指定管理者の指定についての提案でございます。

以下、朗読をいたしますので、よろしくお願いいたします。

管理を行わせる公の施設の名称、広川町学童保育所。

指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人幸輪会、理事長牛島護庵。

指定の期間、平成31年4月1日より平成36年3月31日まで。

提案理由でございますが、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

どうか慎重審議をいただいて御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第52号 広川町学童保育所の指定管理者の指定についてを採決します。
原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第53号

○議長（野村泰也）

日程第6. 議案第53号 広川町都市公園等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第53号 広川町都市公園等の指定管理者の指定についての提案でございます。

管理を行わせる公の施設の名称、広川町都市公園等、内容は竜光寺公園、善蔵塚古墳公園、広川町運動公園、湯納楚山公園、岩山公園。

指定管理者となる団体の名称、公益社団法人八女広域シルバー人材センター。

指定の期間、平成31年4月1日より平成36年3月31日まで。

提案理由でございますが、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

慎重審議をいただき御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第53号 広川町都市公園等の指定管理者の指定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第54号

○議長（野村泰也）

日程第7. 議案第54号 逆瀬ゴットン館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第54号 逆瀬ゴットン館の指定管理者の指定についての提案でございます。

管理を行わせる公の施設の名称、逆瀬ゴットン館。

指定管理者となる団体の名称、さかせ会。

指定の期間、平成31年4月1日より平成36年3月31日まで。

提案理由、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

慎重審議をいただき御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

参考のために伺いたいわけですが、前2つの指定管理者も同様ですけれども、指定の期間が平成36年までというふうに書いてありますが、元号が変わるですね。そういった場合、これはどういう取り扱いになるんですか。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

元号の改正が、今回は天皇の退位が決まっておりますので、あらかじめわかっておりますけれども、元号の名称等もはっきりは決まっておりません。前回、昭和から平成になるときは、そのまま元号が変わって、こういう契約等の分については、新たにその分は読みかえるということで今まで来ておるところです。

今回、憲法等にも元号を使わなければならないというようなことは明確になってございませんけれども、西暦表記をする場合もしなければならないということもはっきり決まっておりますので、今回の提案につきましては、今までどおりの元号を使わせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第54号 逆瀬ゴットン館の指定管理者の指定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第55号

○議長（野村泰也）

日程第8．議案第55号 平成30年度広川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第55号 平成30年度広川町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれに164,913千円を追加し、予算総額を7,944,486千円とするものです。

第2条 継続費の補正につきましては、予算書4ページのとおり、9款2項. 下広川小学校屋内運動場改築事業の増額及び期間の延長をお願いするものです。

第3条 債務負担行為の補正につきましては、予算書5ページに記載のとおり、議会広報誌印刷製本費外8事業について、債務負担行為の追加をお願いするものです。

第4条 地方債の補正につきましては、予算書6ページのとおり、14. 防災拠点等施設建設事業を新たに追加し、9. 下広川小学校屋内運動場空調設備設置事業外1事業につきまして、限度額の変更をお願いするものです。

予算書2ページをお願いします。歳入補正予算について御説明いたします。

14款2項. 国庫補助金は、保育所等整備交付金など5,856千円を増額計上し、3項. 国庫委託金は149千円を増額計上しております。

15款2項. 県補助金は、福岡県被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金など5,822千円を増額計上しております。

17款1項. 寄付金は、社会教育費寄付金300千円を増額計上しております。

18款1項. 基金繰入金は、財政調整基金繰入金を8,484千円、学校建設基金繰入金を136,170千円、それぞれ増額計上しております。

20款4項. 雑入は68千円を減額し、21款1項. 町債は防災拠点等施設建設事業の追加などにより、8,200千円を増額計上しております。

3ページをお願いいたします。歳出補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算では、人事異動に伴うもの及び給与改定を行うために職員人件費等の補正を行っております。

2款1項. 総務管理費、2項. 徴税费、3項. 戸籍住民基本台帳費は、職員人件費に係るものをそれぞれ計上しております。

3款1項. 社会福祉費は職員人件費に係るもののほか、保健・福祉センター西側土地の用地買収費5,897千円を計上するなど、2,985千円を増額計上しております。

3款2項. 児童福祉費は、私立保育所環境整備等支援事業など7,408千円を増額計上しております。

4款1項. 保健衛生費は、浄化槽設置整備事業補助金2,260千円を増額計上しております。

5款1項. 農業費は経営体育成支援事業などに4,925千円、2項. 林業費は備品購入費227千円を、それぞれ増額計上しております。

7款2項. 道路橋梁費には道路維持補修費など2,500千円を増額計上し、8款1項. 消防費は八女地区消防組合負担金の確定に伴い、2,973千円を減額計上しております。

9款1項. 教育総務費は幼稚園就園奨励費補助金を1,460千円、2項. 小学校費は下広川小学校屋内運動場改築工事など145,041千円、5項. 社会教育費は備品購入費300千円を、それぞれ増額計上しております。

10款1項. 公共土木施設災害復旧費は、町単独災害復旧工事費500千円を増額計上しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

それでは、総務課関係の補正予算について御説明いたします。

予算書の6ページをお願いいたします。第4表 地方債補正でございます。

庁舎建設事業にて地盤調査を実施いたしますが、庁舎建設に対する市町村役場機能緊急保全事業債にて全額起債を計上しておりました。今回、防災拠点等施設建設に係る部分については緊急防災・減災事業債で起債をするほうが有利でございますので、そちらの起債とすることといたしております。

表のとおり、14. 防災拠点等施設建設事業を追加いたしまして、変更の部分で、下段、13. 庁舎建設事業の限度額の減額補正をお願いしておるところでございます。また、起債限度額のそれぞれの差額につきましては、それぞれの充当率の違いによって差額が出ております。

それから、変更の9. 下広川小学校屋内運動場空調設備設置事業につきましては、空調方式の変更によります事業費の増加に伴いまして、限度額の増額補正をお願いしておるところでございます。

続いて、歳入について御説明申し上げます。予算書10ページをお願いいたします。

10ページ中段です。18款1項1目. 財政調整基金繰入金につきましては、今回補正の財源不足調整として、8,484千円の増額計上をお願いしております。

10目. 学校建設基金繰入金につきましては、下広川小学校屋内運動場改築事業の増額補正に伴いまして、136,170千円を増額するものでございます。

下段の21款1項1目. 総務債は、7節. 市町村役場機能緊急保全事業700千円の減額、6目. 消防債は、1節. 消防施設債、下広川小学校屋内運動場空調設備設置事業7,800千円、防災拠点等施設建設事業1,100千円のそれぞれ増額でございまして、内容につきましては、先ほど4表 地方債補正にて説明した内容でございます。

以上で総務課関連の補正予算の説明を終わります。以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

住民課関係の補正予算について説明申し上げます。

予算書の9ページをお願いいたします。歳入でございます。

14款3項2目. 民生費国庫委託金でございます。1節. 社会福祉費国庫委託金149千円の増額は、年金生活者支援給付金支援準備市町村事務取扱交付金でございます。当初予算の歳出で、国民年金システム改修委託料として150千円を計上しておりましたが、今回、交付金

額が確定しましたので、増額補正をお願いするものでございます。

以上で住民課関係の補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

福祉課関係の補正予算について御説明申し上げます。

予算書の5ページをお願いします。

第3表 債務負担行為補正の追加の分の表中の上から2行目と3行目となります。2行目の保健福祉センター空調機器改修工事の2,932千円につきましては、入札による工事発注後に制御盤の納品が180日かかることが判明し、今年度中の工事完成が見込めないため、次年度への繰り越しに伴うもので、また、次の避難行動要支援者台帳管理システムリース料の27千円につきましては、消費税の増税に伴うものです。

次に、予算書9ページをお願いします。歳入について御説明申し上げます。

14款2項1目4節の児童福祉費国庫補助金です。4,914千円につきましては、保育所等整備交付金の増額で、補助率が2分の1となります。

2つ下の段になります。15款2項2目。民生費県補助金です。1節の社会福祉県補助金150千円につきましては、高齢者等在宅生活支援事業費補助金として、この事業は要援護高齢者の住宅改造費補助となります。これは補助率が2分の1となります。

次に、歳出に移ります。予算書の11ページをお願いします。

下段になります。3款1項1目。社会福祉総務費、説明欄の保健・福祉センター管理費の2,932千円につきましては、先ほど債務負担行為補正でありました空調機器の改修工事を次年度まで繰り越したことによる減額となります。また、次の公有財産購入費5,897千円の増額につきましては、保健・福祉センターの西側駐車場の借地だったものを用地買収費として、今回、増額補正をお願いするものです。

次に、12ページに移ります。

3款1項3目。老人福祉費です。説明欄の高齢者福祉事業費、住みよか事業補助金300千円の増額につきましては、歳入でもございましたが、在宅の要援護高齢者に配慮した住宅改造費用1件分の増額となります。

次に、下段の3款2項1目。児童福祉総務費の説明欄になります。

私立保育所環境整備等支援事業7,371千円の増額につきましては、保育所等整備補助金として、斗和保育園の防犯対策事業の施設のフェンス及び門扉、面格子等の外構工事費の増額となります。

次の3款2項2目。児童措置費、説明欄の児童手当措置費の国庫支出金精算返納金37千円につきましては、平成29年度の国庫支出金の精算返納金となります。

福祉課は以上です。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

環境衛生課の補正予算について説明いたします。

第3表 債務負担行為です。

5ページ、7行目をお願いいたします。

一般廃棄物等収集運搬業務委託料については、消費税の増税に伴う分についての追加をお願いするものでございます。

次に、歳入です。9ページをお願いします。

14款2項2目、衛生費国庫補助金及び15款2項3目、衛生費県補助金、それぞれ553千円につきましては、合併処理浄化槽の設置要望が多く追加内示を受けましたので、増額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。13ページをお願いいたします。

4款1項3目、環境衛生費2,260千円の増額は、合併浄化槽5人槽の5基分1,660千円及び上広川校区の2基分の600千円の増額をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊添 博）

産業振興課関係の補正予算について御説明いたします。

まず、歳入のほうから御説明いたします。

予算書の9ページをごらんください。

15款2項4目1節、農業費県補助金につきましては、農地中間管理事業に関連する機構集積協力金と7月の豪雨災害により被災した農家に対する県補助金としての4,925千円の歳入予算を計上しております。

同じく4節の林業費県補助金につきましては、これは県産材の需要促進を図るための木製品等展示事業費補助金としまして、194千円を計上しております。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

予算書の13ページをお願いします。

5款1項3目、農業振興費の負担金、補助及び交付金につきましては、7月の豪雨災害により被災した農家の農地の土砂撤去及び損壊した果樹棚の整備に関する補助金として、4,791千円の予算を計上しているところでございます。

また、農地中間管理事業を活用して農地を貸し付けされた農家への集積協力金として交付する補助金が不足しておりましたので、134千円の予算を計上しておるところでございます。

続きまして、5款2項1目、林業総務費の備品購入費につきましては、町の公共施設に県産材でつくった木製品を展示するための購入費として、227千円の予算を計上しておるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

建設課関連の補正予算について説明いたします。

予算書14ページをお願いします。

7款2項2目、道路維持費の2,500千円の増額補正につきましては、7月から9月までの梅雨前線豪雨及び台風等の影響により、当初の応急修繕予算費をほぼ使い切った状態となり

ましたので、今後の応急時の対応のために道路維持修繕費2,000千円の増額と、台風の影響によりカーブミラーの破損が多発したため、交通安全施設費500千円の増額をお願いしております。

予算書15ページをお願いします。

下段になりますけど、10款2項1目、公共土木施設災害復旧費の500千円の増額補正につきましては、ことしの豪雨災害により応急復旧に費用を要しており、今後の応急復旧に備えるため、その補填を行うものでございます。

建設課分の補正は以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

協働推進課関係の補正予算について説明いたします。

予算書5ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正となります。下段の広報ひろかわ印刷製本費につきましては、早期の契約手続を行うことにより、年度初めの印刷業務の調整を早い段階より行うことができるため、次のふるさと納税事業費につきましては、納税支援業務委託者の早期選定を行うため、支援手数料ほか関連経費分の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入補正予算について説明いたします。

予算書10ページ中段をお願いいたします。

20款4項2目8節、雑入の救急業務支弁金につきましては、額の確定により68千円を減額するものです。

次に、歳出について説明いたします。

予算書14ページ中段をお願いいたします。

8款1項1目、常備消防費、19節、負担金、補助及び交付金につきましては、八女地区消防組合負担金の確定により2,905千円を減額及び八女地区消防組合特別負担金68千円を減額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

続きまして、教育委員会関連の補正予算について御説明いたします。

まず、継続費補正となります。4ページをごらんください。

9款2項、下広川小学校屋内運動場改築事業です。工事請負費の143,970千円増額補正によりまして、総額を599,789千円とするもので、また、工期に合わせ年度の延長をするものでございます。

次に、債務負担行為補正です。5ページ、4行目をごらんください。

小学校学校給食委託事業につきましては、消費税分の増額補正となります。次の行、広川中学校給食委託事業につきましては、委託期間終了によるものとなります。次の行、外国語指導者派遣業務委託事業につきましては、複数年契約を実施するためのものです。

続きまして歳入です。9ページ上段をごらんください。

14款2項4目．教育費国庫補助金389千円の増額は、幼稚園就園奨励費の支出増額によるもので、3分の1以内の補助となっております。

続いて、10ページの上段をごらんください。

17款1項6目．教育費寄付金300千円の増額は、町立図書館図書購入費への江口自動車工業株式会社からの寄附金でございます。

次に歳出です。14ページ下段をごらんください。

9款1項2目．1,460千円の増額は、幼稚園就園奨励費の対象世帯がふえたことによるものです。

次に、15ページです。

9款2項1目．学校管理費1,071千円の増額は、11節．光熱水費で電気料金不足見込み分となります。その下の3目．学校建設費は、15節．下広川小学校屋内運動場改築、工事請負費143,970千円の増額です。労務単価上昇、諸経費算出基準の変更をはじめとするさまざまな変更によるものとなります。

次に、下段の9款5項7目．図書館費300千円の増額補正につきましては、図書館運営費で寄附に伴う図書購入によるものです。

以上で教育委員会関連の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第55号 平成30年度広川町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第56号

○議長（野村泰也）

日程第9．議案第56号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第56号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ80,446千円を追加し、予算総額を2,428,300千円とするものです。

予算書2ページをお願いします。歳入について御説明いたします。

6款1項. 県負担金は、普通交付金を80,446千円増額計上しております。

続きまして、3ページをお願いします。歳出について御説明いたします。

2款1項. 療養諸費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費負担金を66,565千円、2項. 高額療養費につきましては、一般被保険者高額療養費負担金13,881千円をそれぞれ増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第56号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第57号

○議長（野村泰也）

日程第10. 議案第57号 平成30年度広川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第57号 平成30年度広川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,364千円を追加し、予算総額を616,860千円とするものです。

予算書2ページをお願いします。歳入について御説明いたします。

2款1項. 分担金につきましては458千円、2項. 負担金につきましては906千円を、実績見込みによりそれぞれ増額計上しております。

続きまして、予算書3ページをお願いします。歳出について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費につきましては、受益者負担金、前納奨励金を97千円、10款1項. 予備費につきましては1,267千円を、それぞれ増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第57号 平成30年度広川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第58号

○議長（野村泰也）

日程第11. 議案第58号 平成30年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第58号 平成30年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

予算書1ページをお願いします。

今回の補正予算は、来年10月に予定されている消費税の増税に伴い、債務負担行為の補正について、第2条、表のとおり追加をお願いするものであります。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第58号 平成30年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第12 発議第1号

○議長（野村泰也）

日程第12. 発議第1号 妊婦加算の国庫負担を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

妊婦加算の国庫負担を求める意見書案の発議に係る趣旨説明をさせていただきます。

健やかな妊娠や出産のためには、妊娠中の健康管理が重要です。特に近年は妊娠年齢が上昇傾向にあると、また、一般に年齢が高い場合には、特に健康管理に留意することが必要であるとされております。

こうした背景をもとに、国では診療報酬の算定方法の一部を改正する件ということが公布されまして、本年、平成30年4月1日より妊婦加算という制度が新設されることになりました。

国はその目的につきまして、妊婦さんへの丁寧な診療を高く評価することで、妊婦さんがより安心して医療機関を受診できるようにというふうなうたっております。

妊婦加算は3割負担の場合、初診で230円、再診で110円が加算されることになっております。ですが、妊婦さんに対する丁寧な診療をという目的は十分理解できますものの、将来人口に不安があるということから少子化を何とか食い止めようと、国を挙げて少子化対策や子育て支援に大きな力が傾注されていることに鑑みますと、妊婦さんにこのような新しい制度を設けて新たな負担を求めるというこの妊婦加算の仕組みは、そのことに逆行するものであり、矛盾するものではないかと認識しております。

また、公布から施行に至るまでの周知も十分に尽くされたとは言いがたく、ある妊婦さんによりますと、受診して初めてこの加算ということを知りましたという声も、私も何人も聞きました。どうしても必要ということであるならば、ぜひとも国においては少子化対策、子育て支援策の一環として、国庫負担を求めたいと考えます。

地方自治法第99条の規定に基づきまして、ここに意見書案を提出するものでございます。

議員各位におかれましては、何とぞ御賛同いただきまして、御採択いただきますようお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

意見書案に賛成の討論をいたします。

この件につきましては、私も最近、テレビの報道や新聞記事で知ったわけですが、この妊婦加算に対しては、妊婦に優しくないとか、あるいは妊婦税、妊婦にかかる税金だなど、インターネット上でも批判が相次いでいるそうです。

厚生労働省の昨年の説明では、妊婦加算を新設した趣旨として、医師不足で産科診療が厳しさを増す中、例えば、風邪や腰痛ならば内科や整形外科で妊婦を診療してほしい。ただ、妊婦が使える薬は限られ、特別な配慮が必要なので、加算することで評価し、診療体制を充実させたい旨だと言っております。

また、今月2日には厚労省が各都道府県に通知を出したそうで、先ほど説明にもありましたように、妊婦の年齢が上昇傾向にあり、特に健康管理に留意が必要だとして、この妊婦加算について住民や医療機関に改めて周知するよう求めているようです。

産科をはじめ、安心・安全な地域医療の立て直しが課題となっております。ところが、安倍政権は診療報酬の抑制策を進めており、医療機関が経営難になる事態も起きているそうです。診療報酬の抜本的増加が必要なわけですが、問題は、診療報酬を上げると患者負担もふえるということでもあります。妊婦加算という形で負担をさせるのはとんでもないことだと思います。患者負担を軽減することこそ必要であります。そのためには国庫による負担をふやして、患者の負担を軽減する必要があると思います。

以上の考えで賛成をいたします。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから発議第1号 妊婦加算の国庫負担を求める意見書の提出についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13 決定第3号

○議長（野村泰也）

日程第13. 決定第3号 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付しております議案書のとおり、議員を派遣することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣はお手元に配付しましたとおり、議員を派遣

することに決定いたしました。

日程第14 諸般の報告について

○議長（野村泰也）

日程第14. 諸般の報告を行います。総務産業常任委員会委員長、光益良洋君。

○総務産業常任委員会委員長（光益良洋）

総務産業常任委員会における視察研修の報告をさせていただきます。

総務産業常任委員会は、平成30年10月30日より31日の2日間にわたり、山口県にて研修を行いました。1日目は山口県周南市を訪れ、6次産業化、地産地消について、周南市、道の駅ソレーネ周南にて研修をいたしました。

周南市は平成15年4月に旧徳山市など2市2町の合併により誕生した市で、山口県の東南部に位置し、南に瀬戸内海、北には中国山地が広がる、人口約14万4,000人の市でございます。

6次産業化においては、農林漁業が盛んということもあり、地域資源を有効に活用して、これまでの原料供給者ではなく、加工や販売に取り組み、新商品開発や新たな販路開拓に取り組んでおられました。

また、周南市としても、その事業に対しまして、山口県のそういった地産地消等々の補助事業に対する上乘せ補助といたしまして、6次産業化チャレンジ支援事業というものを立ち上げられ、新商品開発や施設等整備に対して補助をしておられます。

地産地消の取り組みとしましては、周南市地産地消推進協議会を立ち上げられ、主な取り組みとして、しゅうなんブランド、周南市地産地消推進店、道の駅ソレーネ周南といった事業をしておられます。

ブランド事業においては、市の資源特性を生かした「周南市ならではの」、「周南市らしさ」、「これぞ周南市」といった個性と魅力を持った100品を認定し、冊子をつくられてブランド力の向上を図られておりました。

地産地消推進店においては、市内産の農林水産物を積極的に取り扱う68店舗を認定され、生産及び消費拡大を図られております。

道の駅においては、平成26年5月に合併特例債等を活用しオープンされ、地産地消のレストランをはじめ、地元農水産物を販売し、運営しておられます。また、その道の駅においては、高齢農家、買い物弱者等への配慮策として、宅配業者と連携されて集荷、また宅配、移動販売というものもされて、本当に地域の中に溶け込んだ運動をされておられました。

2日目におきましては下関市の内日ダムを訪れ、小水力発電について担当者より説明を受けてまいりました。

内日ダムは広川ダムより一回り大きいダムでございます。ここでは山口県が民間企業と連携し、事業を行っておられました。

小水力発電の導入にはいろいろなことが考えられるということで、初期資金の確保などが必要等々の課題がある一方で、また、その施設を企業に貸し出すことで、管理者への賃借の収入など維持管理負担の軽減につながるという説明があり、発電の方法もまたさまざまなやり方があるということ、小水力発電においてあることがわかり、今後、今現在、広川町においても調査をされる事業に反映されればということを感じておるところでございます。

今回の研修でもいろいろな方に対応いただいておりますけれども、送迎までしていただ

くなど本当に丁寧な説明をしていただき、また、感謝もするところでございます。いろんな事業をこれからやるに当たって、全部が全部取り入れられるものじゃないかもしれませんが、各地でいろんな事業をされておることに本当に感銘を受けるとともに、そういったことを広川町にも今後反映できればというふうに思ったところであります。

これで研修報告を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

次に、議会運営委員会副委員長、丸山修二君。

○議会運営委員会副委員長（丸山修二）

それでは、議会運営委員会の視察研修について御報告をいたします。

議会運営委員会では全国的に推進が図られている議会のICT化に対応するため、タブレット導入によるペーパーレス化の取り組みについての研究のため、10月17、18日の両日、長崎県大村市及び佐賀県みやき町において研修を行いました。

大村市では全国で議会のICT化の動きが活発化している中、平成27年11月に議会事務局職員が自治体向けのICTセミナーに参加、その後、平成28年1月に議会運営委員会においてICT導入の先進地調査をされております。

3月にはICT化に向けて、大村市議会におけるパソコン、タブレット等情報通信機器の使用基準が作成されております。

その後、タブレット端末操作研修会が実施され、6月には議会運営委員会において議会ICT推進が決定され、具体的に推進を図るために議会ICT導入部会を発足させ、導入スケジュール等の検討が行われ、12月に文書共有システムの勉強会、デモンストレーションの実施、さらに部会による端末システム、通信キャリアの検討及び仕様書の作成が行われ、平成29年度の当初予算に導入予算が上程、5月にプロポーザルによる業者選定を行い、29年6月定例会よりタブレット端末の運用が開始されております。

導入システムにつきましては、文書共有システムではサイドブック、タブレット端末ではiPad、ネット接続方針はセルラーモデルを採用されております。

導入経費はタブレット通信等経費1,875千円、文書共有システム経費1,188千円、計3,063千円でございます。

タブレットの活用は議案等の議会関係資料の取得、会議の招集、災害緊急時の連絡、インターネットによる情報収集、スケジュールの共有等で活用されているということでございます。

導入の効果としては事務局の事務連絡の軽減、手軽に情報検索が可能になった、部分的なペーパーレス化による事務の効率化が図られたということでございます。

今後の課題としては、現状として完全なペーパーレス化が難しい中、ペーパーレス会議の拡大をしていこう、また、議員及び議会事務局の意識、スキルの格差解消が挙げられております。これはどうしてもタブレットになれない議員さんもおられるということで、今後は個別指導等で対応したいということでも言われておりました。

次に、みやき町では平成26年11月に、三養基郡議長会においてタブレット端末を活用した議会運営の視察研修が実施されたそうです。

その後、全員協議会において、議会運営委員会でタブレット端末導入の検討を行うということが決定されまして、先進地調査研究がなされ、平成27年5月、全員協議会においてタブ

レット端末導入と議会中継の同時導入の方針が決定されたそうでございます。

その後、議員全員によるタブレット端末のデモンストレーションの開催、情報化対策検討委員会の設置がされ、検討が重ねられ、ペーパーレス会議システム導入に係る予算が平成28年度当初予算に上程、8月にプロポーザルによる業者選定が行われ、議員、管理職による操作研修を実施、平成28年11月臨時議会よりタブレット端末の運用が開始されています。

導入経費は9月契約ということで7カ月分の使用料を含め3,489千円、年間のランニングコストはタブレット端末とペーパーレス会議システム使用料で約1,500千円であるそうでございます。

タブレット端末は各議員、管理職に貸与されまして、使用に際しては議会会議用システム及びタブレット端末機使用基準により、利用範囲や禁止事項が定められています。

定例会、臨時会、全員協議会、委員会等では原則システムを使用し、紙は使用しないこととされています。

導入効果としては、ペーパーレス化により、紙とか印刷等の経費、年間1,100千円程度が削減されるということでございます。それと、職員の事務の省略化、議会活動におけるタブレット端末の活用による利便性の向上が挙げられています。

今後の課題としては、タブレット操作は個人差があり、個別定期的な研修が必要であると、それから、タブレットの画面が9.7インチサイズであるため、紙がA4サイズになっておりますので、紙より小さくなることから見にくいというふうなことがある、それと、紙の場合のように、並べて見るができない、それから、メモ機能、あるいは細かく多くの情報を紙のように書き込みができないというふうな課題があるということです。

出席されました園田議長さんが、議員が16名おられるわけですけれども、60歳代が8人、70歳代が7人ということで、このタブレット導入において、このタブレット操作が果たして大丈夫だろうかということで心配されていたが、導入して使っているうちにどうにかなれてくると、どうにかなりますよということで言われておりました。

本町におきましては、現在、庁舎建設が進められていますので、この庁舎建設と並行し、タブレット端末や議会中継等、議会のICT化を進めていかなければならないということだと思っております。

以上、議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

これで諸般の報告を終わります。

日程第15 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（野村泰也）

日程第15. 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会の会議に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第4回広川町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時9分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長

1 番 議 員

7 番 議 員